

介護保険事業所の皆様へ

1月4日午後、熊本市内の国道において、通所介護（デイサービス）送迎中の車両が街路樹に衝突し、後部座席に乗車していた女性（91歳）が死亡する交通事故が発生しました。

管理者におかれましては、交通違反や事故防止のための指導はもとより、車両を運転される職員の方々の**体調管理**と**適正な運行計画**にも十分配慮していただきますようお願いいたします。

また、シートベルトは命を守る最後の手段です。**後部座席を含めた全席着用の徹底**についても御指導をお願いいたします。

【交通事故により生じる損害賠償責任】

業務中の交通事故は運転者だけではなく、事業所も責任が問われることがあります。

刑事上の責任

- * 違反運転の下命・容認に対する罰則
- * 両罰規定

民事上の責任

- * 損害賠償

社会的責任

- * 社会的制裁
- * 信用の失墜
- * 会社が課す処分

行政上の責任

- * 自動車の使用制限処分
- * 安全運転管理者等の解任命令